

【概要版】東大阪市重度身体障害者等住宅改造助成制度について



申請にあたっての注意事項

・本紙は制度説明の概要版となります。必ず「**東大阪市重度身体障害者等住宅改造費助成制度のしおり**」(以下「しおり」)を確認し、内容を理解したうえで申請を行ってください。

・あらかじめ**申請書類一式をすべて作成したうえで申請を行ってください**。
申請窓口での作成はご遠慮ください。様式は本市ウェブサイトに掲載しています。

市ウェブサイト「住宅改造助成事業」

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019575.html>



←こちらからも
アクセスできます

どんな制度？

本市在住の重度身体障害者と重度知的障害者が、地域で自立し安心して生活ができるようにするため、住宅改造に必要な経費の助成をしています。

申し込みの条件は？

東大阪市在住の次のいずれかの方がいる世帯が対象となります。

- ・**身体障害者手帳1、2級の方、または療育手帳A（重度）の知的障害のある方**
その他、所得制限や優先して利用いただく制度などの条件があります。
また、制度の利用は一度限りです。再度の利用はできませんのでご注意ください。
(※制度利用にあたっての早見表を本紙に別途掲載していますのでご参照ください。)

助成金額は？

対象の工事に対して**最大50万円**が助成されます。

助成金の上限額は、市・府民税の課税額に応じて決定します。世帯の市・府民税額が15万円を超える場合は申請できません。

対象となる工事は？

重度身体障害者または重度知的障害者の居住のためのバリアフリー化を図るための有効な効果が認められる工事が対象となります。

既存住居の最低限のバリアフリー化を助成する制度となりますので、**新築・増築工事、単に老朽化した部分の工事、必要最小限のバリアフリー化を超えた利便性・快適性を得るような工事などは対象となりません。**

工事内容が制度に適合するか判断がつかないなど、申請にあたり不明点がある場合は、

毎月第3木曜日の事前相談会（要申込）をご利用ください。

(※「しおり」P.4に助成の対象となる改造工事を掲載していますのでご参照ください。)

申請方法は？

東大阪市総合庁舎 8階 7番窓口に申請書類一式をお持ちください（郵送不可）。

開庁時間（年末年始を除く平日9時～17時30分）に受付しますが、担当者不在の場合もありますので事前にご連絡いただけますと幸いです。

申請にあたっては、**必ず「しおり」をご確認いただき、下表の、必要な申請書類をすべて揃えたうえで申請してください。**

窓口で確認を行い、不備があった場合には、その場で申請を受け付けられない場合もございます。「しおり」P.10以降に、記入例も含めた作成要領を掲載していますのでご確認ください。

不明点がありましたらお電話でお問合せいただくか、事前相談会をご利用ください。

また、**施工業者などへ申請手続きを**

委任することができます。 図面や見積書の作成・修正が適宜必要となることから、委任のうえ申請されることもご検討ください。



■申請時の必要書類一覧

認定申請書(様式第1)	
要件確認申立書(様式第2)	
調査同意書(様式第3)	
住宅改造のための住宅所有者承諾書(様式第4)	※
申請チェックリスト(様式第5)	
事業概要書(様式第6 P.1～3)	
現況の写真(様式第7)	
図面(現況図および改造計画図)	
見積書(様式第8の1、8の2)	
仕様書の写し	
位置図	
身体障害者手帳、療育手帳の写し	
委任状(様式第9)	※
住宅改造施工事業者届(様式第10)	※

※印は必要な場合のみ提出

申請の流れ・スケジュールは？

申請の流れは概ね以下のとおりです。**必ず工事前に申請を行ってください。**



工事前と工事後の**現地調査は木曜日の午後1時～3時**に行います。前週の**金曜日の午前11時30分**を受付期限とし、翌週の**木曜日**が調査日となります（祝日などにより日程が異なる場合があります。「しおり」P.9をご確認ください。）。

各調査には、対象者様、対象者の心身状況に詳しい方、施工業者様の立合が必要です。申請から交付までは最短でも2か月程度を要します。必要な書類など詳細は、「しおり」P.10以降をご確認ください。

なお、本年度の受付期限は以下のとおりです。

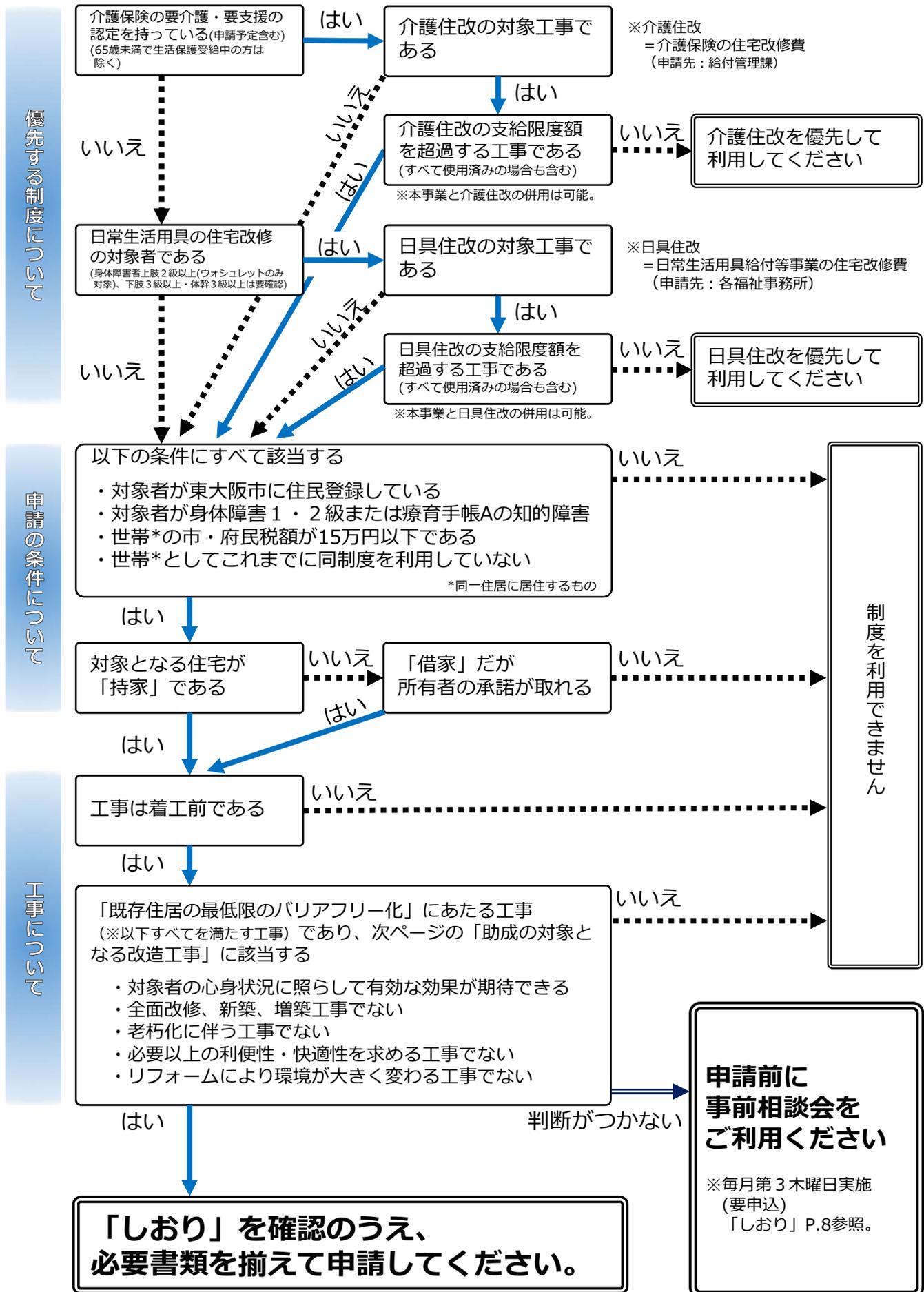
- ・認定審査の最終受付：令和8年2月6日(金)の午前11時30分 [→調査日2月12日(木)]
- ・完了検査の最終受付：令和8年3月6日(金)の午前11時30分 [→調査日3月12日(木)]

■問合せ先

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害施策推進課
TEL:06-4309-3183・FAX:06-4309-3815



利用前の確認事項（早見表）



※実際の審査の結果、適正でないと判断される場合もあります。詳細については必ず「しおり」をご確認ください。

助成の対象となる改造工事(※「しおり」P.4掲載)

■は介護保険給付の対象外ながら、改造費助成の対象とするもの

	助成の対象とする根拠・判断基準	対象に該当しない事例
住まいにおける領域の限定	<p>便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室など、対象者本人の居住のための住まい領域並びに道路から玄関に至る敷地内通路部分</p>	<p>他の同居人のための居室や物置、その他本人が普段あまり利用しない領域の改造</p>
領域別の判定基準	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床材の変更(転倒防止目的および車いすや歩行器の使用に適した床材の変更等) ・床材変更に伴う床下地(面材)、根太等の補強工事 ・手すりの取り付け ・手すり取り付けのための壁下地補強、仕上げ補修 ・段差解消(スロープ、すりつけ板、式台設置及び敷居撤去) ・扉の交換(開き戸を引き戸・折れ戸等に取り替える工事) ・扉の交換のための壁、柱の改修 ・ドアノブの変更 ・戸車の設置 ■動線確保のための工事(壁開口部設置) ■スペース確保のための工事 ■心身の状況に配慮された水栓器具への取り替え ■以下に該当するバリアフリー化工事に伴い、窓・換気設備・照明設備・冷暖房機その他の取り付けや改善により、本人の自立支援効果が認められるもの(医師の診断書等が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した部分の修繕や改修 ・贅沢な機器、高級仕様 ・過剰に高能率な機器 ・屋根、外壁、天井等 ・基礎、土台、束、大引等の工事 ・単に畳や床材を更新する工事 ・自動ドア動力部分の費用 ・取付工事を伴わないもの ・床暖房設備とこれに伴う床材の変更
	<p>便所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器の洋式化(暖房便座・洗浄機能付の機種選択は可) ・既に洋式便器であるものにあっても、その便座の高さを変更する工事、障害者用特殊便器等に取り替える工事 ・便器取り替えに付随して行う床、壁の改修 ■暖房便座等取替にともなう電気工事 ■手洗い器の設置 ■対象者の手指動作を配慮した紙巻器の取り付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる水洗化 ・既に洋式便器であるものに暖房便座や洗浄機能を付加する工事
	<p>浴室・洗面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽を対象者の入浴行為に支障のない型式に取り替える工事(UBに改装する工事を含む)およびこれに付随する床・壁改修工事 ■洗面台の高さ調整、及びその附帯工事 ■シャワー設備の取り付け ■風呂釜、給湯設備の取り替え 	<p>※UB、洗面ユニット等の一式工事については、その内容に応じて助成適用範囲を一定範囲に制限されます。</p>
	<p>玄関およびポーチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・式台等の設置(工事を伴って固定するもの) ■段差解消機の設置(同上) ■安全に履物を脱着するための造作ベンチ 	<p>※段差解消機：要介護(要支援)認定者は、介護保険福祉用具貸与が優先となりますので、対象となりません。</p>
	<p>廊下</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いす移動、杖歩行等に支障のない有効幅員の確保 	
	<p>階段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑り止め(ノンスリップ)の設置や表面加工 ・急な階段から緩やかな階段への改修(勾配を緩やかにする) ■階段昇降機の設置(既存建物の確認が必要) 	
	<p>台所</p> <ul style="list-style-type: none"> ■流し台等の高さ調整、及びその附帯工事 	
	<p>アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通路面の舗装材を滑りにくいものに変更する工事 ・外部通路に手すりを取り付ける 	
設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の床の段差解消や便器取り替えに伴う給排水工事 	<p>上下水道設備その他これらに類する修理、修繕や古くなった設備の取り替えおよびこれらに付随する工事は対象となりません。</p>